

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）	指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>42 電子入札・公共事業総合管理システム 保守運用業務委託 委託金額の引き下げについて（意見） 電子入札・公共事業総合管理システムの保守運用業務委託は6年が経過しており、委託業務の見直しも含めて委託金額の引き下げの可能性を検討することを望む。特に、ヘルズデスク運用SEについては、民間企業等の経営努力を参考に、派遣社員等のアウトソーシングの活用の可能性について今後も継続的に検討することを望む。</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等） 平成30年度の契約更新に向けて、ヘルズデスク運用SEも含め、業務委託契約の内容の見直し等による保守運用費の低減について検討していく。</p>	<p>を行うなど独自のノウハウがあるからである。随意契約及び再委託承諾における理由にはこれらを明記し、今後の効果測定や委託料の見直しに生かすことが重要である。 (2) 講習日程への配慮について（意見） 受講者数が計画の約半数となった講習があった。建設業の繁忙期と重なったことが主な要因とのことであるが、受講者が参加しやすい日程を選ぶなどの配慮が必要である。</p>	<p>明記する。 今後、同様の事業を実施する際には、受講者が参加しやすい日程とするなど配慮する。</p>
<p>43 建設業情報管理システム電算業務委託 委託単価の見直しについて（意見） 再委託費率の変動している状況にあるが、委託単価が長らく改定されていない。(一財)建設業情報管理センター所有のシステムの利用料相当額の把握など難しい面があるため、委託単価の見直しがいまい状況にあるが、(一財)建設業情報管理センターの業務運営委員会の席上意見を述べるなどして、委託単価の見直しへの行動を検討することを望む。</p>	<p>平成29年3月14日に開催された業務運営委員会において、委託単価の見直しについて、(一財)建設業情報管理センターに対し要望を行った。</p>	<p>45 やまなし建設業応援プロジェクト事業委託 技能研修に係る適正な募集事務の実施について（指摘事項） 技能講習の受講者には募集要項に記載した対象者に合致しない者が含まれていた。参加機会の公平性を欠くことの無いよう募集要項に対象者を明確に記載するとともに、適正な募集事務を行うべきである。</p>	<p>本事業は平成27年度の実施だが、今後、同様の事業を実施する際には、募集要項に対象者の条件を明確に記載するとともに、適正な募集事務を行う。</p>
<p>44 建設業若年技能労働者定着促進事業委託 (1)再委託承諾に関する手続の不備について（指摘事項） 講習及び研修の実施を再委託しているにもかかわらず、再委託の承諾に関する書面が作成されていなかった。再委託の承諾書面を作成すべきである。また、直接再委託先と契約せず(一社)山梨県建設業協会と随意契約する理由は、講習実施以外の業務、例えばアンケート調査など講習終了後のフォロー等</p>	<p>本事業は平成26、27年度の実施だが、今後、同様の事業を実施する際には、毎年度、契約の締結に当たって、受託業者に再委託の際の手続を周知するとともに、再委託の必要が生じた場合には、その理由を明記することを含めて適切に承諾手続を行うよう指導する。また、随意契約の理由をより具体的に</p>	<p>46 CADソフト保守業務委託 一般競争入札における競争性の確保について（意見） 平成27年度に長期継続契約として、一般競争入札を実施したが、1者しか応札がなかった。1者しか応札がなかった理由を分析し、今後競争性が図れるよう契約方法を考慮されることを望む。</p>	<p>平成28年度のCADソフトの契約は、業務仕様書をより詳細に記して一般競争入札を実施したところ、入札希望者が1者、応札者は2者となった。</p>
<p>47 積算基準書改訂業務委託 機密性を有する情報の取扱いについて（意見）</p>			

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）	指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>本業務委託において取り扱う「土木工事標準積算基準書」は、公表までの間は機密性を維持すべきものであるが、契約内容には、情報セキュリティ対策の具体的な運用及び1次下請及び2次下請に対するセキュリティ対策の遵守状況の確認などが明示されていない。情報システム等に関する業務以外の業務委託についても、機密情報管理を確実にを行う方法で契約することを望む。</p>	<p>平成28年度業務委託は契約済みであったが、情報セキュリティに関する条件を追加し、書面で実施状況を確認した。平成29年度以降に行う業務委託では、契約書及び特記事項に情報セキュリティに関する条項を追加し、情報システム等に関する業務と同様の措置を講ずるよう明記することとした。</p>	<p>が、少なくとも平成24年度以降同じ業者が第1回入札で落札している現状をみる限り、十分な競争の結果とは評価し難く、入札の公正にも疑義を生じかねない。このような現状に問題意識をもち、競争性をもたせるための入札方法を検討する必要がある。</p> <p>(2) 積算の適正性について（意見） 道路整備効果の算定という成果の見えにくい業務であり、その積算の適正性については慎重な配慮を要すべきであるところ、例年落札している業者及び例年指名されている業者より取った見積を参考とするのみでは、十分に積算の適正が担保されているとは評価し難い。第三者委員会に諮るなど積算の適正性を十分検証する方法をとることを望む。</p>	<p>工事等指名選定要領」に基づき、十分な競争性が確保できるよう努めていく。</p> <p>積算基準が無い業務であり、見積による積算とならざるを得ない中で、公正な積算のため、複数者に見積を依頼し積算を行っている。 見積の妥当性については、平成28年度に制定された「積算基準書」によらない場合の歩掛の決定方法」に基づき適正な検証を行っている。</p>
<p>48 早川・芦安連絡道路詳細設計業務委託（1）執行会議の議事録について（指摘事項） 委託業務の内容、契約方法等発注に関する案を承認する執行会議の議事録が作成されていなかった。重要案件を承認する執行会議は、原則として議事録を残す必要がある。</p>	<p>平成29年度から議事録を作成することとした。</p>	<p>50 土木設計・リニューアル道路編集業務委託 委託業務の発注時期について（意見） 業務を早期に契約するメリットもあるが、変更が見込まれる業務においては、増額変更分の入札競争性が担保されないというデメリットもある。適切な業務量に基づき入札から得られる行政コスト削減の観点から、委託業務の発注時期を検討することを望む。</p>	<p>発注に当たっては、時期の見極めと業務量の把握等を総合的に判断して行政コストの削減に努めていく。</p>
<p>(2) 予測しづらい事項の発生しやすい道路設計委託の発注形態について（意見） 大幅な工期の延長を生じながら、成果物が道路詳細設計から道路予備設計に変更されている。予測しづらい事項の発生しやすい道路設計の業務委託に当たっては、予定地の地形等を十分に考慮し、事前に別途測量業務を発注する必要があるか等、発注形態の検討をより慎重に行うことを望む。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際には、これまで以上に慎重に発注形態の検討を行う。</p>	<p>51 山梨サイケルネット構想（富士北麓地域）策定業務委託 積算の適正性について（意見） 自転車利用促進計画の策定という成果の見えにくい業務であり、その積算の適正には慎重な配慮をすべきであるところ、業</p>	<p>本事業は、平成27年度で完了したが、今後、同様の業務を実施する際には、平成28年度に制定された「積算基準書</p>
<p>49 道路整備効果算定業務委託 （1）競争性を持たせるための入札方法の検討について（意見） 指名競争入札の方法がとられている</p>	<p>指名入選定に当たっては、「山梨県建設</p>		

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）	指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>者より取った見積を参考とするのみでは、十分に積算の適正が担保されているとは評価し難い。事前に第三者委員会を設けるなどとして、積算の適正を十分検証する方法をとることを望む。</p>	<p>「によらない場合の歩掛の決定方法」に基づき、見積の妥当性について適正な検証を行っていく。</p>	<p>平成26年度の各単価+1,000.0円で試算した場合、平成27年度の支払額より安くなる。次年度以降、一般廃棄物単価と産業廃棄物単価を分ける平成26年度方式の採用の検討を望む。</p>	
<p>52 道路交通調査（交通量調査・旅行速度調査）業務委託 再委託承認に関する手続の不備について（指摘事項） 業務の実施を再委託しているが、再委託の手続がなされていない。再委託をする場合は、契約書の条項に基づき、再委託の申請・承諾等の手続を行う必要がある。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際には、契約の締結に当たって、受託業者に再委託の手続を周知する。</p>	<p>(2) 指名業者選定方法の再検討について（意見） 直近3年度における委託先は同一業者となっている。人手不足による人件費の上昇はやむを得ないとしても、労働生産性の向上を図るなどにより単価の抑制は図れるはずであり、現に製造業の現場においては実施されている。事業者の育成や近隣都県の事業者の参入など対策の検討を望む。</p>	<p>事業者の育成及び県外事業者の参入については、費用対効果を勘案しながら、今後、検討する。</p>
<p>53 中央自動車道都留インターチェンジの管理業務委託 経費精算について（意見） 精算払いの際に県で精査は行っているが、そもそも契約締結時点で見積内容の明細を精査し把握していないので、当初予定価格の積算を精算金額が超えない限り、立ち入った検討が事実上行われていない状況となっている。契約締結時点で見積内容の明細を精査し、その上で経費精算について精査する仕組みの構築を望む。</p>	<p>平成29年度からは、契約締結前の実施計画に基づく見積取得時点で、維持管理費用の算出根拠の提出を求め、内容を精査するとともに、経費精算時の検討に生かすこととした。</p>	<p>55 国道137号外県下全域道路清掃業務委託 複数の業者による入札が行われるための方法の見直し等の検討について（意見） 一般競争入札を行っているが、複数年継続して入札参加者と落札業者が1者だけであり、また、落札率も比較的高い。入札に参加しない原因を把握し、入札参加資格、落札資格、清掃業務範囲等の見直しなどをを行い、また、入札に参加可能と思われる業者に参加を促すことなどが望まれる。</p>	<p>複数業者が参加できるよう入札方法の検討を行うこととした。また、費用対効果を勘案しながら、仕様の見直し等についても検討していくこととした。</p>
<p>54 一般・産業混合廃棄物の運搬処分委託業務 (1) 一般廃棄物単価と産業廃棄物単価を分ける方式の採用の検討について（意見） 平成26年度は単価を一般廃棄物と産業廃棄物に区分して算出し、平成27年度は混合廃棄物として区分せずに算出しているが、平成27年度の廃棄物量</p>	<p>平成29年度からは、一般廃棄物と産業廃棄物単価を分ける方式で実施することとした。</p>	<p>56 国道137号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託 (1) 備品台帳への記載の不備について（指摘事項） 購入した無線機は、県有財産であり、備品台帳に掲載する必要があるが備品台帳に記載がない。今後は、業者が購入</p>	<p>平成28年度に無線機を備品原簿に掲載し、備品として管理している。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）	指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>した備品は、特に留意をもって備品台帳に記載する必要がある。</p> <p>(2) 委託期間の検討について（意見） 委託期間について、平成27年4月1日から平成28年3月31日の1年間、ロータリ除雪車を運転する必要性はないと思われる。平成28年度の委託業務における委託期間のように、ロータリ除雪車を運転する必要がある時期を検討し、その時期に合わせた委託期間で、契約することを望む。</p>	<p>平成29年度についても、必要な運転期間に合わせた委託期間で契約することとしている。</p>	<p>指摘事項及び意見 われるので、年度末近くの日付で契約を締結することなく、早期に業者と契約を締結することが望まれる。</p> <p>59 河川管理施設維持操作業務委託 限度額査定と当初契約の見直しについて（意見） 年度当初の契約で限度額契約をしているが、年度末に変更契約を行っている。当初契約額を慎重に査定すること、又は当初の契約方法の見直しを検討することを望む。</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等） 平成29年度から、限度額方式を精算方式に改め、契約書の条項を変更した。</p>
<p>57 一般県道小荒間長坂停車場線米山橋耐震補強・補修業務委託 同種委託業務において不調特命見積協議が適用された場合の対応の検討について（意見） 応札業者が1者のみであり、加えて、予定価格の積算を上回る応札額であったが、中日本高速道路(株)側と応札業者との不調特命見積協議の結果、県は変更契約を締結した。基本協定書及び細目協定書、これらに基づく年度契約書において不調特命見積協議に至る場合は、中日本高速道路(株)八王子支社と応札業者との協議事項について詳細な情報を共有し、県も承知した上で両者間の協議を行うことを明文化するなど検討することを望む。</p>	<p>中日本高速道路(株)八王子支社との協議が必要であることから、今後、検討する。</p>	<p>60 やまなしの砂防パンフレット作成業務委託 適切で専門的な情報開示について（意見） これまで砂防関係の会議に合わせ改訂しているが、砂防行政は県民生活と密接な関わりがある事柄であり、より適切なタイミングで専門的な情報開示が望まれる。予算上の手当が難しいならば、ホームページで開示される情報を充実する方向に予算を振り向けることを検討すべきである。</p>	<p>平成29年6月からパンフレットをホームページに掲載することとした。 法改正があつた場合の概要や災害情報等をできるだけ速やかにホームページに掲載するなど、最新の情報を提供することとした。 また、砂防関係資料を直接配付する必要がある場合は、ホームページに掲載している最新の情報を紙に印刷し対応することとした。</p>
<p>58 山梨県総合河川情報システム改修業務委託 早期の契約締結について（意見） 早く委託業務が完了し、雨量計、水位計の観測情報を情報システムで公開すること等の重要な情報が利活用できたとと思われる。</p>	<p>発注前の準備・調整等を十分にを行い、適正な時期に発注するように努めることとした。</p>	<p>61 都市計画基礎調査業務委託 市町村が再委託する際の業者との契約方法について（意見） 県が市町村に委託する調査において、業務を再委託する際、一部に随意契約を締結している状況が確認された。市町村の業務委託契約の方法を県が指定することは難しいであろうが、県も費用の一部を負担す</p>	<p>毎年開催する市町村を対象とした都市計画基礎調査説明会の場において、再委託する際には、競争性のある契約方法の採用について配慮するよう要請を行うこととした。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>ることから、市町村に対し、競争入札による契約方法を執り行うよう技術的助言を行うなど、県と市町村、双方の行政コスト削減を目指すことを望む。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>62 流域下水道維持管理等業務委託 (公財) 山梨県下水道公社が行う包括委託契約について (意見)</p> <p>運転管理等の包括委託において、釜無川浄化センター以外の浄化センターでは1者応募1者応札となっているが、民間事業者のノウハウ、創意工夫を積極的に促すためにも、多くの民間事業者の参入が実現するよう県も指導協力することを望む。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>次回の平成31年度の公募に向けて、業務実績等を重視しつつ、より多くの事業者が参入しやすくする等、条件の緩和や提出書類の簡素化等の検討を行うことについて、(公財) 山梨県下水道公社と協議していくこととした。</p>
<p>63 新山梨県営住宅管理システム開発業務委託</p> <p>公募型プロポーザル方式の採用について (意見)</p> <p>県にとつて最も有利であるとの見地に立つて、公募型プロポーザル方式が採用されたが、参加業者が1者となるなど、メリットを十分に生かせない結果となった。公募型プロポーザル方式の採用の検討、採用した場合の方法の検討を十分に行うことで最大の効果を生む契約をすることを望む。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>今後、同様のケースがあった場合は、開発期間の設定などに留意し、公募型プロポーザル方式のメリットが生かせるように努めることとする。</p>
<p>64 山梨県営住宅管理システム個人番号制度対応改修業務委託</p> <p>開発業者による改修業務について (意見)</p> <p>システム開発業者が行った開発業務費用に対して、その後の改修業務費用の割合が53.5%にもなっており、高いと言わざるを得ない。これらの業務を同一事業と</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>今後、システム開発業務と改修業務が同一事業として発注可能な場合においては、業務内容を精査した上で一体の契約として行うこととする。</p>
指摘事項及び意見	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>して、公募型プロポーザル方式で業者選定を行うことができないか。状況に応じ、企業努力を導き出すことを優先して契約方法などを検討することを望む。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>65 富士山世界遺産センター (仮称) 建設工事監理業務委託</p> <p>(1) 随意契約理由の明確化について (指摘事項)</p> <p>設計業務を行った業者と随意契約により工事監理業務委託契約を締結している。1者随意契約は、その業者以外に業務ができない明確な理由を第3者が見ても明確になるよう随意契約理由書に記載する必要があり、それができないのであれば、複数から見積書をとる必要がある。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>工事監理業務委託については、複数から見積をとることとし、1者随意契約としなければならない特別な理由がある場合については、随意契約理由書を分かりやすい表現とすることとした。</p>
<p>(2) 随意契約執行に関する事務処理について (指摘事項)</p> <p>随意契約の事務処理において、入札執行会議後に支出負担行為を行う本来の流れにならなかつた。最終的に入札執行会議で確定した随意契約理由書をもって支出負担行為の決裁がなされなかつた。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>入札執行会議にて確定した随意契約理由書を添付し、支出負担行為の決裁を行うこととした。</p>
<p>66 県営住宅富士見団地改築工事・東山梨団地・富士北麓公園屋内練習走路他建設工事地質調査業務委託</p> <p>(1) 契約変更の締結日について (意見)</p> <p>業務完了日と変更契約の締結日が同日付となつていない。着工前の時点では確定できない等の理由があるとしても、契約変更等の手続については、追加工事等の内容が最終確定した時点で遅滞なく</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>変更内容が確定した時点で、遅滞なく変更契約の手続を行っていく。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置 (又は今後の方針等)	指摘事項及び意見	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>く行うことが望ましい。</p> <p>(2) 施工記録写真の日付について(意見) 契約変更締結時の添付写真に、施工日付が記載されていないものがあつた。施工記録写真に作業実施日付を明記することを望む。</p>	<p>平成29年度から、写真もしくは台紙等に履行日及び日付の記載をするよう業者に指導しており、それに基づき履行確認を行つていくこととした。</p>	<p>D号館外装改修工事他工事監理業務委託</p> <p>(1) 契約方法見直しについて(指摘事項) 当初工事とは直接関係のない、新たな県営住宅の改修工事の監理業務を、変更契約によつて、当初の工事監理業務委託に追加実施している。当初工事に無関係な工事については、新たに委託業者と監理委託業務を締結する必要がある。</p>	<p>新たな工事の監理業務委託については、別途、契約を行うこととした。</p>
<p>67 富士吉田警察署建設工事設計業務委託(明許) 公募型指名競争入札について(意見) 本業務委託の参加条件は、一般競争入札の参加条件にすることができるとされており、公募型に限定することなく一般競争入札で落札者を決定することもできると思われる。ただし、警察署、消防署等の特に機密性がある建物などの場合で、限定的に公募型にする必要があると認めた場合には、募集要項に「不信用、不誠実な者が入札に参加し、公正な競争の執行を妨害されるおそれがある場合には、入札できない」旨を記載することが望まれる。</p>	<p>建築設計業務委託における一般競争入札については、今後、調査・研究していく。</p>	<p>(2) 民間業者による競争入札の検討について(意見) 本委託業務は、県営住宅の改修等工事の監理業務であり、管理業務で構築したノウハウを活用できることから、工事監理業務についても山梨県住宅供給公社と随意契約を行つている。しかしながら、工事監理と入居者調整等を行う管理とは、分離することも可能である。県営住宅の改修等の工事監理業務委託については、民間業者による競争入札で行うことについての検討を望む。</p>	<p>県営住宅の改修等工事の監理業務委託における競争入札について、今後、検討していく。</p>
<p>68 小瀬スポーツ公園アースリーナ中央監視設備改修他工事設計業務委託 指名競争入札における指名人選定方法等について(意見) 指名された5者の内、3者が辞退、1者が予定価格と同価格であつた。実質的な応募者が1者とみなされることのないよう、指名人選定の方法等の工夫が望まれる。</p>	<p>指名人選定に当たつては、「山梨県建設工事等指名選定要領」に基づき、十分な競争性が確保できるよう、一層工夫を凝めていく。</p>	<p>(3) 工程表の提出について(意見) 監理対象工事の工期が一部確定していないものもあつたため、契約時に工程表の提出は求めていない。工事施工者の工程表が提出されていない段階であっても、契約時に想定可能な範囲の工程表を提出するよう業者に指導することを望む。</p>	<p>工事監理業務委託は設計図に基づき、適切な工事がなされているかを確認する品質管理業務が主たる業務であり、工事施工者の工程表に基づき業務執行している。このため、工事施工者の工程表が提出されていない契約時に業者側で工程表を作成することは困難であると考え、従前の方法によることとした。</p>
<p>69 県営住宅牧原団地2号館風呂釜・浴槽取替工事他・県営住宅増徳団地2号館外壁改修工事他・県営住宅福祉村団地A・</p>		<p>70 農林・都留・北杜高校屋内運動場他天井耐震化工事設計業務委託 指名競争入札の競争性の確保について</p>	

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）	指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(意見) 指名競争入札において、辞退者及び予定価格での入札者が多い物件があった。指名競争入札の指名基準や指名数を、競争性を確保できるよう検討することを望む。</p> <p>71 わかば支援学校二期外構設計・積算業務委託 前払金の支払いについて (意見) 積算業務は、必ずしも前払いの必要がない委託内容である。契約約款に記載されているとはいえ、比較的少額な契約については特に、支出事務の効率化・行政コストの削減のために、安易な前払い金の支払いを避けることを望む。</p> <p>72 富士北麓公園屋内練習走路他建設工事設計業務委託 (1) 事業内容の見直しによる設計業務委託の契約変更について (指摘事項) 年度末に設計業務委託の契約を締結したが、その後、主要構造部や計画面積の変更などの業務内容の見直しにより履行期間の延長と増額変更となった。無駄のない予算の適正な執行のためにも、事業内容を十分検討して事業計画を立てる必要がある。</p> <p>(2) 公募型指名競争入札における最低制限価格採用について (意見) 最低制限価格制度を採用しているが、入札参加者のうち6者が最低制限未満となっており除外されている。最低制限価格制度は原則として一般競争入札における規定である。公募型指名競争入札では、契約の内容により適切な契約の履行</p>	<p>指名入選定に当たっては、「山梨県建設工事等指名選定要領」に基づき、十分な競争性が確保できるよう、一層工夫に努めていく。</p> <p>前払金は、適正な業務を行うために受注者に契約代金の一定割合を前払いする制度であり、受注者から契約約款に基づき、請求された場合には、これを拒むことはできないと考えている。</p> <p>設計業務委託発注前に、事業内容を十分に検討し、事業計画の精査に努めていく。</p> <p>公募型指名競争入札は、入札参加者を広く募集する制度である。このため、低入札による粗雑設計の発生や下請業者の圧迫等の弊害が懸念され、品質確保やダブルペンド受注防止の観点から、最低制限価格を設定しており、必要な制度である</p>	<p>の確保がなされる場合においては、最低制限価格を設定しないことについて検討することを望む。</p> <p>73 峡東流域下水道峡東浄化センター環境対策施設管理業務委託 委託費とすべき理由の明記について (意見) 予定価格算定の基礎となる「特記仕様書」には、個々の業務内容は記載されているものの、委託費とすべき理由は特に記されていない。委託契約に先立って作成される「特記仕様書」に、委託費とすべき理由を明記するよう望む。</p> <p>74 桂川流域下水道桂川2-1号幹線管きよ測量設計業務委託 変更契約の回数について (意見) 変更内容が確定すれば、金額と期間も一体的に確定すると考えられるため、県は8日間に2回の変更契約を行うことなく1回の変更契約で完結することが可能である。1回の契約で締結すれば、印紙税の負担軽減にもつながる。したがって、県は短期間での複数変更契約をすることなく、1回の変更契約で完結することを望む。</p> <p>75 富士北麓・峡東・釜無川流域下水道総合地震災対策計画策定業務委託 指名競争入札における競争性の確保について (意見) 指名競争入札の結果を見ると、落札業者以外の4指名業者の入札価格が全て事前公表された予定価格をもって入札価格としている。指名業者の選定方法などについても検討を行い、指名競争入札において、</p>	<p>と考えている。</p> <p>平成29年度から委託費とすべき理由として、「緊急を要する業務であり、実施箇所が複数あること」を「特記仕様書」に明記した。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際には、受託者の負担を軽減するよう、効率的な事務処理を行う。</p> <p>今後発注する下水道地震災対策計画策定業務において、有資格業者への幅広い指名選定や指名業者数の増加を図るなど、一層工夫に努めていく。</p>

<p>指摘事項及び意見</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>76 釜無川流域下水道釜無川浄化センター水処理施設建設残土運搬業務委託残土 (=建設副産物) 処理について (意見) 本委託業務では適切に処理されていたが、建設残土の利用促進と適正な運搬業務に必要な契約管理を望む。</p>	<p>建設副産物については、「建設副産物処理基準 再生資材利用基準」に基づき、請負者において適正な処理が行われているか確認を徹底する。</p>
<p>77 釜無川流域下水道釜無川浄化センター汚泥処理基本計画業務委託 予算内訳の変更について (意見) 当初は繰越明許額と現年予算額を合わせた金額で契約しているが、その後、一時的に予算内訳を全て現年予算額に変更し、最終的には繰越明許額と現年予算額を合わせた金額で精算していた。繰越明許した金額は業務ごとに処理することが望ましく、県は、現年予算と繰越明許した金額を大きく変えることなく処理することを望む。</p>	<p>計画的に業務を遂行し、目的を達成するよう努める。</p>
<p>78 桂川流域下水道桂川2号幹線管きよ詳細設計業務委託 予算の年度内執行について (意見) 桂川流域下水道の上流部に流入する公共下水道の管理者との協議に遅れが生じたが、早急に更新工事を行う必要があり、平成27年度予算を繰越明許とし、3月に指名競争入札を行っている。関係市町村との協議を計画的かつ円滑に進むよう工夫し、予算の年度内執行に努めることを望む。</p>	<p>関係市町村との連携を密にし、計画的に協議を行うことで予算の年度内執行に努める。</p>
<p>79 幼児教育テレビ番組放映業務委託 (1) 見積書の値引項目とその理由の記載について (意見) 値引額は、経費の56.7%に相当するが、見積書には値引の具体的項目や理由の記載がない。見積書等に値引項目とその理由を適切に記載し、契約することを望む。</p>	<p>本事案については、地方自治法施行令第167条の2及び山梨県財務規則第137条の規定に基づく随意契約であり、見積書を2者から徴取し予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と締結している。 なお、業務の履行状況については、事業完了報告書、番組同時録画DVDで確認しており、値引きによる成果品質の低下は見られない。</p>
<p>80 労働者派遣事業にあたる疑いがある委託業務 (1) 県庁舎及び構内維持補修業務委託 (意見) 形式的には請負の形式をとっているが、実質的には県の直接の指示によって行うものであり、業務の独立性もない。労働者派遣法に該当する可能性がある。監督官庁の助言を仰ぎ、必要に応じてあるべき契約方法に変更することを望む。</p>	<p>平成28年度の事業完了報告書から、放送時間を業者に記載させるようにした。 労働局と協議中であり、協議結果を踏まえ、必要に応じて改善していくこととした。</p>
<p>(2) 常駐SE (情報システムの構築支援等、財務会計システム) 業務委託 (意見) 管理技術者を置くこととされているが、常駐SEが県の直接の指示を受ける</p>	<p>労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分などについて、労働局に相</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>ことにならないよう形式上配置されているに過ぎない。労働者派遣法に該当する可能性があるので、監督官庁の助言を仰ぎ、必要に応じてあるべき契約方法に変更することを望む。</p>	<p>談じた結果、本契約については労働者派遣法には抵触しないとの回答を得たため、契約方法は変更せず従来どおりとすることとした。</p>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番